

# ルーテル教会諸信条における罪と原罪

徳 善 義 和

## 序 中世の原罪理解に対するルターの反対

宗教改革初期、ルーテル教会信条集によれば一五三七年までの諸文書に見られる罪と原罪の信仰的、神学的主張は、中世から当時に至るローマ・カトリック教会の神学者たちの理解に反対の意を明らかにし、これと対論するところから始まる。そうだとすれば、その意図が非常に明瞭なルター自身、しかもこれを明確に打ち出した信条文書『シユマルカルデン条項』に見られる発言を冒頭に引用して、ルターはもちろん、宗教改革者たちも「罪と原罪とは……でない」と確認していた点から出発することは妥当であろう。ルターはこの条項の第三部冒頭の項目に「罪について」を取り上げている。「神の崇高な主権の個条について」扱う第一部が「両方の側で同じことを告白している」とし、第二部が「イエス・キリストの職務とその働き、あるいは我々の贖いに関する個条について」論じて、四条にわたり「公会議で断罪されるべきもの」と断じた後に、第三部は、「教皇とその王国はこれらのことについて多くは論及しない」としながらも、なお互いに「論じることのできる」個

条として諸点を論じている冒頭である。そこではローマ書第五章を重ねて引用するほか、他の聖書箇所も引いて、罪の起原、罪そのもの、罪の実について明らかにした後、「スコラ神学者たちが教えたことは、この罪理解に反している」として、その主張を七点にまとめて断じている。少し要約すれば以下のとおりである。

一 アダム の 墮 罪 以 後 も、 人 間 の 生 ま れ な が ら の 力 は 健 全 で 損 な わ れ な い ま ま だ あり、 生 ま れ な が ら に 正しい理解と善意をもっていること

二 人間は善を行い悪を避け、あるいは逆に善を避け悪を行うという、自由意志をもっていること

三 人間は、生まれながらの力によって、神のすべての戒めを行い、守ることができること

四 人間は、生まれながらの力によって、神を愛し、自分の隣人を自分自身のように愛することができること

五 人間が自分の中にあるかざりのことを行うならば、神は確かに恵みを与えてくださること

六 人間の本性は全く善であるから、秘跡に与ろうとするとき、善を行おうとするよい意図は必要ではなく、罪を犯そうとする悪い意図をもっていないことで十分であること

七 聖霊とその恵みが、よい行いをするために必要だということは、聖書に基づいていないこと

これらの諸点を先ず否定するところから、ルーテル教会諸信条の罪と原罪の理解は展開されるのである。これを明らかにするために、まず「*iustitia originalis* 原義」、次いで「*peccatum originale* 原罪」について、中世の理解とルーテル教会の諸信条の主張の相違点に注目してみたい。原義の理解と原罪の理解とは当然のことながら、相互に密接に関連しているからである。

## 一、原義 (iustitia originalis) への注目

原義とは「神と人間との間の義しい関係」である。これは人間においては *imago Dei*, *similitudo Dei* との関連で論じられる。

中世はその際、*similitudo* と *imago* を区別して論じた。*similitudo* は *imago* より広い概念なのである。「似ている」と「同じである」との違いである。前者は後者を含み、後者は前者を前提とする。父なる神とみ子との間には完全な *similitudo* が存在するが、神と人間の間ではそれは不完全である。キリストも人間も神の *imago* なのだ。が、*imago* の度合いは異なっている。聖書からして、み子は神の *imago* そのものであるのに対して、人間は神の *imago* 「に」創造されたと理解される。人間における神の *imago* は人間の理性と自由意志において現れていると言われる。これらは人間にとって生まれながらのものであって、これらは人間から奪われることがないと言われる。トマス（『神学大全』一・九三）が創世記一・二七によって *similitudo* について論じるときには、人間が神の恵みにより原初の状態においてもついていた、より高度の「似姿」を考えていた。トマスにおいて常に強調されるように、神の恵みによってこそ人間はその似姿に生き、神に従順だったのである。神が最高の存在であつて、人間においては理性がより低い力を支配していた。こうして保たれた、神との義しい関係はひとえに神の恵みによつたのである。しかもこの義しい関係がまた、人間の内なる調和の根底ともなつた。原義は神への服従と魂の調和的な秩序として明らかになつていた。

これに対して先のルターの発言が向けられているのは、明瞭である。さらにそれ以前、既に「アウグスブルク信仰告白弁証」第二条においてメランヒトンは原義について積極的な発言を行っている。「義とはなんである

かについてスコラの人々は哲学的な問題について論争してはいるが、原義とはなんであるかについて説明していない」としたうえで、こう続けるのである。

聖書においては、義は十戒の第二の板を含むばかりでなく、神への畏れ、信仰、愛について教えている第一の板をも含んでいる。そこで、原義は、身体上の特質の均等な性質だけでなく、神をより確かに知ることとか、神を畏れ、信頼することとか、これらのものを生み出す正しさとか力とかいった賜物をもつていなければならぬ。聖書が、人は神のかたちに、神に似せて造られた「創世一・二七」と言っているときには、このことを証明しているわけである。これは、人間には、神をとらえ、神を映す知恵と義とが（神に）似せて与えられている、つまり、神を知り、神を畏れ、神に対して信頼を帰すなどという賜物が人間に与えられているのでなくてなんであろうか。「二六―一九」

ここでは原義は十戒の第一の板との関連で先ず論じられている。第一に、神との義しい関係は神に対する無条件的な信頼にほかならない。第二にそこでは、原義から *imago*, *similitudo* を論じるに至り、その際に *imago* と *similitudo* とを区別していない。 *imago* と *similitudo* とは人間が所有するものではなく、義しい神関係の結果なのである。人間は神との義しい関係に生きていたので、 *imago Dei* を反映していたのである。原初の状態のこのような論述は、墮罪後の事柄に適用されるならば、人間は神との義しい関係に入ってはじめて、 *imago Dei* を反映することになるのだから、救済論が人間論を決定することになる。これに比べれば、先の、トマスに代表される中世スコラ神学の立場は、人間論が救済論を決定するという形になるから、ここにも宗教改革的な逆転が起こっていることが明らかであると言ってよいであろう。

## 二、中世における原罪 (peccatum originale) 理解

中世における原罪理解は決して一様ではない。トリエント公会議の原罪についての決定は、当時のローマ・カトリック教会神学者たちの見解を、一応中庸と思われるトマス主義の立場でまとめ、諸見解が合意できる点だけに絞って下されたものであることは周知の事実である。H・オーバーマンによれば、既にガブリエル・ピールがこれら諸見解を三つのグループに分類していたという<sup>1)</sup>。第一は、ペトロス・ロンバルドゥスに代表される、アウグステイヌス的な立場である。これによれば、原罪とは *concupiscentia* (肉欲) にほかならない。第二の立場は、アンセルムスとその学派であって、原罪とは原義の欠如であり、*concupiscentia* は原義の欠如に対する罰と考えられる。第三の中庸的立場を代表するのがトマス・アクイナスであって、原罪の *forma* は原義の欠如であり、*materia* は *concupiscentia* であると主張する、<sup>2)</sup> と言う。

トマスのこの理解はさらにこのように展開されよう。トマスが原罪の *forma* は原義の欠如と言うとき、彼は二通りのことを考えていた。なによりもまず第一に、神に対する人間の関係が根本的に乱れ、人間の意志は神の意志に従わなくなる。その結果第二に、魂の調和的な一致がなくなり、低い力がより高い力に従わなくなる。しかしそれだからと言って、人間は *imago Dei* を失うわけではない。罪に堕ちた後も、理性的で、意志的な存在であることを止めない。しかし、人間が原初の状態においてもっていた、より高度の *similitudo* を失うに至るのである。先に、主としてトマス主義に基づいてまとめられたと言ったトリエント公会議の決定が、超付加的な賜物としての原義を失うのだが、人間の状態について「より悪くなる」とは言うものの、徹底的に墮落すると言わないのも、この線上のことと理解されよう。「より悪くなった」と言われる程度に、人間は神に反抗し、神を

愛さず、神に服従しなくなるに過ぎないのである。

しかし、中世の原罪理解を三通りに分類してみせたG・ビールは、よりいっそう緩やかな原罪理解を代表する。それはほとんどペラギウスの立場に近い。すなわち、「人間は自らの内にあるところの行つて (facere quod in se est)」、すべてのものにまさり「神を愛することができる (posse Deum diligere)」という命題に集約できるのである。ルターは初期の『スコラ神学反駁討論』以来首尾一貫して、この命題と正反対の立場を明瞭にし続けた。つまり「人間は自らの内にあるところの行つて」限り、罪を犯さざるを得ない、という主張である。

### 三、ルター教会諸信条の原罪理解

ルター教会の諸信条は十戒の第一の板に注目し、神に対する心の底からの信頼を重視する。墮罪以前には、人間は神との義しい関係、交わりの中にあつた。墮罪によりこの交わりは全く妨げられることとなり、神との義しい関係にはいる能力を全く失つた。Imago Deiは原義と共に失われたのである。これはすぐ前に述べた、ビールに対するルターの断固たる反対に示されているように、人間は自らの力で救いへと向かつて自らを整える能力を全く欠いていると理解して、義認論への前提となるわけである。だから「彼ら（スコラ主義者）が原罪について語るときには、人間の本性の最も重大な欠陥、すなわち、神を知らないこと、神を侮ること、神への畏れと信頼とがないこと、神の裁きを憎むこと、神が裁かれるときそれを逃れること、神に対して怒ること、恵みに対して絶望すること、一時的な《この世の》ものを信頼することなどについては言及しない」〔弁証二・八〕。

従って、原罪とは原義、すなわち、神との義しい関係の喪失にはかならない。それは人間の悪をもたらし、人間の本性の破壊を招き、*concupiscentia*、肉の欲をもつに至らしめる「アウグスブルク信仰告白」二。これは「昔の人たちばかりでなく、比較的最近の人たちも、いささか思慮のある人たちならば、教えている」〔弁証二・二七〕とも言っているように、一見して、先に挙げた中世の立場では中庸的な、トマスに近いかのごとき印象を与える。しかし一見同じように見える見解も、原初の状態の理解、原義の理解にまで遡れば、たちまちその根本的な違いが明瞭になる。

先に述べた、トマスの原義の喪失理解に対して、ルーテル教会諸信条の立場はこうである。原義の喪失はもつと徹底的な結果を人間にもたらしているのである。原義の喪失は *inigo Dei* の喪失であって、人間の本性を深く傷つけ、神との義しい関係を失ったことは、無関係になったことよりも、より積極的に、神に対して敵意をもつに至ったことなのである。原義の喪失は第一の板の要求を満たすことができなくなったというばかりでなく、神への愛に代わって、神への反抗が始まったということにはかならない。神を愛すること、神に服従することができなくなったのである。〔*non posse Deo credere, non posse Deum timere ac diligere* 神を信じることができず、神を畏れることも愛することもできない〕〔弁証二・二二六〕とか、「心は生まれながら神に対する愛、畏れ、信頼を欠いている」〔弁証二・三三三〕など同種の表明が繰り返されるのは、罪の自己認識の悲痛な告白であると言うべきである。

もちろんこの欠如は人間の理性が全く無力になってしまったことを意味してはいない。理性がある程度までその働きをなし得ることは当然のこととして認められている。しかしそれは、はっきりと限界付けられている。「われわれとても、哲学的な義やこの世的な義が理性に服しているものであり、ある程度われわれの力の内にあ

ると認めはするが、…」〔弁証二・一二〕とある。だがその限界を越えた事柄については、理性は全く無力である。「使徒信条はいかなる人間の思慮をもつてしても理解することはできず、ただただ聖霊によって教えられるほかないものである」〔大教理二・六七〕。もしその限界を越えてなお理性が働こうとすれば、それは歪められた、神の意志に反した理解の方向に歩み出すほかはない。「これらふたつのもの（律法と約束）から、反対者たちは律法を選ぶ。なぜなら人間の理性は当然のことながらある程度は律法を理解し、（それは理性は心の中に神によって記された判断をもっているからだ）、人々は律法によって罪の赦しと義認を求めるところである。しかし、十戒は、理性がいささか遂行することのできる市民的な外的な行為のみを要求するだけでなく、理性を遥かに越えているほかの行為、すなわち、神を真に畏れ、神を真に愛し、神を真に呼び求め、神が祈りに耳を傾けられることを真に確信し、死やすべての悩みにおいても神の助けを期待するといったことをも要求している」〔弁証四・七〜八、アウグスブルク信仰告白一八・四〜六も参照〕。ルターはこれを「何も分からない理性と妄想」と呼んで、神の事柄に関して、これを手厳しく斥けている。「ここに見られるのは、何も分からない理性が神に属することをいかに手探りしているか、また自分の妄想に従って自分自身の行いにいかに慰めを求めているかということなのである」〔シユマルカルデン条項三・三・一八、大教理四・一三も参照〕。

原義の欠如と共に、原罪は *concupiscentia* でもある。この点でルターや他の宗教改革者たちは聖書からアウグスティヌスを経ての伝統に立って、当時の神学者たちとは異なった見解を表明した。「肉の念 (*concupiscentia*)、すなわち、悪い衝動や性向を彼らは罪とは考えなかった」〔シユマルカルデン条項三・三・一一、弁証二・四三も参照〕と断るのである。*concupiscentia* が、霊的な事柄に関して人間には自由意志がないことを指し示す限りでは、これは神に逆らい、悪に向かう積極的な傾向である〔アウグスブルク信仰告白二〕。*concupiscentia* が神



への反抗にいかほど深くかかわっているか、宗教改革者たちは深刻に受け止めていた。これを単に性的な欲望だけと考えてしまうことに全く反対である。むしろこれは罪に堕ちた人間の内に深く巢食って、人間を結局は悪へと向かわせる衝動にはかならない。つまり、先ずもって第一の板の律法に逆らわせ、次いで他の戒めにも不服従を徹底させる。人間が、神と神に属するものを求める代わりに、自分自身とその益とを求めることに徹しせしめるのである。concupiscentiaは、神から離れ、神に背く、人間の永続的な傾向にほかならない。原義を失い、神との義しい関係を喪失した結果としての人間の原罪は、concupiscentiaにおいて積極的に、攻撃的になり、自己自身への飽くなき集中によって、現実にも神と人とに背く罪を生み出さずにはいなくなるのである。この罪と原罪の徹底的な理解に対しては、神が恵みにより、イエス・キリストをとおして罪人を義とし、罪を赦し、救ってくださること、この神の働きを信仰において受け入れることという、義認論の指し示す唯一の可能性が存在するだけなのである。

注

(1) H. Oberman, *The Harvest of Medieval Theology: Gabriel Biel and Late Medieval Nominalism*, Cambridge, Mass., 1963, p.122.